



Title	未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係（三）：海賊行為の「私的目的」要件をめぐる歴史的展開
Author(s)	和仁, 健太郎
Citation	阪大法学. 2018, 68(3), p. 37-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87161
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と

海賊行為との関係 (三)

——海賊行為の「私的目的」要件をめぐる歴史的展開——

和 仁 健 太 郎

はじめに

一 交戦団体承認（以上、六七巻五号）

二 主要先例

1 チリ反乱・マゼラン海賊事件（一八五三年）

2 ハイチ反乱（一八六九年）

3 スペイン反乱（一八七三年）

4 ベルー反乱：*Huscar* 号事件（一八七七年）（以上、六七巻六号）

5 キューバ反乱：*Montezuma* 号事件（一八七七年）

6 コロンビア反乱：*Game Cook* 号事件、*Ambrose Light* 号事件（一八八五年）

7 ポリビア共和国対インデムニティ相互海事保証会社事件（一九〇九年）

8 その他の先例

9 まとめと考察（以上、本号）

三 主要学説

- 1 行為の対象を基準とする説
- 2 行為の内容を基準とする説

おわりに

5 キューバ反乱：Montezuma 号事件（一八七七年）⁽¹¹⁹⁾

一八七七年一月、スペインの商船 *Montezuma* 号は、キューバ島の領水内またはその近くの海域において、同船に乘客として搭乗していたキューバの反乱者らに乗っ取られ、*Céspedes* 号と名称を変更された。反乱者らは、*Céspedes* 号（*Montezuma* 号）を使用してラプラタ河でスペインの複数の商船を攻撃した。スペインのデ・エステファニ（de Estefani）駐ブラジル代理公使は、ブラジル政府に対し、*Montezuma* 号がブラジルのいずれかの港に寄港した場合には、それを海賊として扱い、法に従って厳格に処罰するよう求めた。⁽¹²⁰⁾これに対し、ブラジルのコテジベ（Cotejipe）外相は、一月一二日の文書において、次のように回答した。なお、引用文につけた傍線とその横の数字は引用者が付けたものである。

「スペインの」カトリック王陛下の政府は、*Montezuma* 号を同国の法に従って海賊として厳格に処罰できる。

この権利を否定する者は誰もいないだろう。しかし、「1」「ブラジルの」帝国政府は、キューバ島の問題に無

関係（*étranger à la question d'île de Cuba*）なので、そのように行動する「=*Montezuma* 号を海賊として処罰する」義務を負っていない（*ne se trouve pas obligé d'agir de la même façon*）。そうするのを拒否することに

より、ブラジル政府は、一般に認められた規則（*une règle généralement admise*）に従っている。この規則は、本件において準拠すべき第一のものである。私が述べていることの証拠として、また、「2」この原則を前述

の島「[キューバ島]」に適用することなく (sans appliquer le principe au cas de l'île précitée)、『私は次のことを強調したい。すなわち、[3] ある反乱に利害を有しないすべての政府は、一定の条件の下で反乱者が交戦団体の資格をもつことを承認する権能を有している (a dans de certaines circonstances la faculté de reconnaître aux insurgés le caractère de belligérants)』と述べられている。

キューバ島が反乱状態 (état de rébellion) にあり、Montezuma 号を乗った者らが同島の反乱者であることに疑いの余地はない。デ・エステファニ氏自身も第一の書簡の中でさりげなく言及しているこの状況は、第二の書簡では無視されているけれども、それらの個人が政治的意義 (la signification politique) をもっていることを示すのに十分である。しかも、デ・エステファニ氏は、反乱者たちがラプラタ河においてスペイン商船を攻撃するために当該船舶 [Montezuma 号] を用いたと述べている。このことが示すのは、本件をよく検討すれば、[4] これらの反乱者らは、政治的目的で行動する政治的なエージェント (des agents politiques agissant dans des fins politiques) であるように思われるところである。

[5] 海賊とは、厳密に言えば、自らの利益のため (pour leur propre compte)、『権限ある授權なしに (sans autorisation compétente)』遭遇する船舶を實力により襲撃する目的で海上を行き来し、すべての国に対して無差別に (contre toutes les nations indistinctement) 掠奪を行う者たちである。この定義が、Montezuma 号を乗った者たちに当てはめられないことは明らかである。「スペインの」カトリック王陛下の政府の立法に基いて行われる議論も、その定義に反する。それ「スペインの立法」が禁止し想定している敵対行為は、[6] すべての国に対して向けられたものではなく、もっぱらスペインに対して行われるものである。それは、[7] 掠奪の目的で行われているのではなく、反乱状態にある植民地を支持する目的で行われているものである。

これらの理由——これらは決定的な理由であると私には思われる——から、「ブラジル」帝国政府は、当該船舶の拿捕を命ずる権限をもつてはいないと考える。もし仮にそうすることを決心したとしても、裁判所は、事案を「政府とは」別の観点から検討するので、管轄権を有するとは判断しないだろう。問題となっている行為は、スペイン船上で同船に乗船していた個人によって、またはブラジル領水ではない海域において行われたものだからである。⁽¹²⁾

この文書ではまず、ブラジル政府がスペイン政府の要請に応じて *Montezuma* 号を海賊船舶と見なす「義務」を負わないことが述べられている（傍線部「1」）。これは、海賊行為に対する管轄権行使が国家の義務ではなく権能であることからすれば、当然のことを述べたものに過ぎない。したがって、この文書で重要なのはその部分ではなく、⁽¹³⁾海賊行為に該当するためにはすべての国の船舶に対して「無差別に」暴力行為を行うことが必要だということ⁽¹⁴⁾を述べた傍線部「5」および「6」と、目的が「政治的目的」である行為は海賊行為に該当しないということを述べた傍線部「4」および「7」である。もともと、他国の反乱について一定の条件の下で交戦団体承認を行えることを述べた傍線部「3」と、しかし本件においては交戦団体承認を行わないことを述べた傍線部「2」が何のために述べられているのか、また、交戦団体承認が可能であることと、「無差別」や「政治的目的」といったことがどのように関係するのかが不明である。

このように、この文書では、海賊行為がすべての国の船舶に対して「無差別」に、かつ、「政治的目的」でなく「私的目的」で行われる行為だ、ということがかなりはっきりと述べられている。しかし、後の9で述べるように、海賊行為とはすべての国の船舶に対して「無差別」に行われるものであり、それゆえに、第三国船舶に対し

て暴力行為を行っていない反乱団体の船舶が海賊船舶として扱われないということが述べられた先例は、本件他にはほとんど存在せず、国家実行の一般的傾向だったとは言えない。

6 「ロンビア反乱：Game Cook 号事件」⁽¹²⁵⁾と Ambrose Light 号事件（一八八五年）

（1）Game Cook 号事件

一八八五年の初め、米国法人 the United Magdalena Steam Navigation 会社の所有するタグボート Game Cook 号と数隻の蒸気船がロンビアのマグダレーナ河を往復していたところ、ロンビアの反乱団体によって奪取された。⁽¹²⁵⁾ 本件に関し、米国國務省の法務官フランシス・ウォートン（Francis Wharton）は、「米国により承認された政府または交戦団体を代表しない者たち（persons not representing any government or belligerent power recognized by the United States）によって米国市民に属する船舶が奪取され、現在公海上を航行しているとき、そのような船舶は、その所有者または所有者のために行動する米国の巡洋艦によって拿捕し救出することができる（may be captured and rescued）」という内容の報告書を提出した（四月二二日）。⁽¹²⁶⁾ ウォートンは、五月一八日も同趣旨の報告書を提出した。⁽¹²⁷⁾ これらの報告書は承認され、「反乱者によって違法に奪取され保持されている」Game Cook 号その他の船舶を、「公海上において、合衆国が使用することのできるいかなる実力を用いても奪還する（recapture, when on the high seas, by any force the United States may be able to use for that purpose）」⁽¹²⁸⁾ ため、國務省から海軍省に対し要請がなされた。

ウォートンの報告書および國務省から海軍省への要請において、ロンビア反乱者の行った行為が海賊行為だと一度も述べられていない。むしろ、ウォートンの五月一八日の報告書では、反乱者の行為は「国際法上の海賊で

はないし、合衆国もそれを海賊と見なすことはできない」と明確に述べられていた。⁽¹²⁹⁾ 海賊でないにもかかわらず米海軍が実力を用いて奪還できるのは何故かについては、以下で検討する。(a) および (c) の文書で説明されている。なお、コロンビア政府は一八八五年四月八日に布告を発し、反乱者の船舶は「コロンビア合衆国に属してはならず (do not belong to the United States of Colombia)」、実際には掲げているけれども同国の旗を掲げる権利を有していない」こと、それらの船舶は「国際法の領域の外 (beyond the pale of international law)」にあり、いずれの国の軍艦もそれを鎮圧できる (may... be repressed) と宣言していた。⁽¹³⁰⁾ 以下で見る通り、コロンビア反乱者の行った行為が海賊行為に当たるかどうかは、米国のベアード (Bayard) 國務長官とコロンビアのベセラ (Becerra) 駐米公使との間で議論された。

(a) ベアード國務長官からベセラ駐米公使宛て書簡 (一八八五年四月二四日)⁽¹³¹⁾
 ベアード國務長官は、次のように述べて、コロンビア反乱団体が使用している船舶は海賊船舶には当たらないと主張した (傍線は引用者が付けたもの。イタリック体は原文)。

米国政府は、コロンビア合衆国政府に対して武器を取っている団体により使用されている船舶を、それらの船舶が、反乱団体の支配する港を行き来している場合には (when such vessels are passing to and from ports in the possession of such insurgents)、『あるいは、『コロンビア』政府の支配する港を攻撃している場合でさえも (even when attacking ports in the possession of the National Government)、『海賊と見なす』とはできない。米国政府は、先の内戦「南北戦争」の初期において、南部連合の船舶の乗組員を海賊と見なす立場を放棄した。

コロンビア合衆国は、遅かれ早かれ、これと同じ見解を受け入れざるを得なくなるだろう。しかしいずれにしても、いかなる中立国も、コロンビア政府が現在とっている立場を黙認することはできない（no neutral power can acquiesce in the position taken by the Colombian Government）。反乱者の権力の下にある船舶の欠点（demerits）がどのようなものであっても、また、それらの船舶の乗組員たちのコロンビア国内法における地位がどのようなものであっても、米国政府の制定法により米国法の適用の下に置かれた場合に、それらの船舶が国際法上の海賊ではない（are not, by the law of nations, pirates）こと、また、米国によって海賊と見なすことができないことに、疑いの余地はない⁽²¹⁾。

これに続けて、ベアードは、「それらの船舶が海賊であると布告することによってコロンビア政府が作り出そうと試みている地位（The status of purpose or of employment, which the Government of Colombia seeks to create against such vessels by decreeing them to be pirates）」は、「浮かぶ財産としてのそれら船舶の固有の地位（their inherent status as floating property）」と相容れなく、と述べている。この記述の趣旨は必ずしも明らかではないが、おそらく、コロンビア反乱団体が奪取し支配している船舶は、米国民が所有する船舶であつて米国の「浮かぶ財産」であり、そのような地位（米国船としての地位）は、コロンビア政府が単に布告を発することによって変更できるようなものではない（海賊行為によって奪取されたことの証明が必要である）という趣旨であろうと考えられる。ベアードによれば、この点（奪取された船舶が本当に米国民の所有する船舶であるか）についてはまだ十分な情報がないが、「米国民に属する船舶が不法に奪取されたという確定的な証拠が得られる場合には、所有者または所有者のために行動する他人が当該財産を奪還する」こと（the recovery of such property by the owner, or by

others acting in their behalf) は正当化される (warrantable)⁽¹³⁾。))で述べられている不法に奪取された船舶の「奪還」の権利は、ウォートンの四月二一日の報告書では「所有者または所有者のために行動する米国の巡洋艦によって拿捕し救出する」権利と表現されているものに、後述するベアードの六月一五日の書簡では「盗まれた財産の奪還の権利」と表現されているものに相当する。

注(13)を付けた引用文で、ベアードは、「いかなる中立国も、コロンビア政府が現在とっている立場「反乱者を海賊であるとする立場」を黙認することはできない」と述べている。この点に関連して、ベアードは、ホイットニー (Whitney) 海軍大臣に宛てた別の書簡(四月一五日)では、次のように述べている。「米国の捕獲審検所は、カルタヘナへの攻撃に従事しているコロンビア反乱者のいわゆる海賊船舶 (the so-called piratical insurgent vessels of Colombia) の拿捕 (taking) を正当化することはできないだろう。米国の海軍指揮官がそのようなことをすれば「コロンビア反乱者の船舶を拿捕すれば」、海賊的に攻撃された場合の自衛を除き、コロンビアの国内的な闘争に直接に干渉することになるが、海軍指揮官はそのような権限をもっていない (any naval commander of the United States who might do such an act (except in self-defense if piratically attacked) would thereby directly intervene in the domestic strife in Colombia, which would be unauthorized)⁽¹⁴⁾」。つまり、米国がコロンビア反乱団体の使用する船舶を海賊船舶として拿捕すれば、それは反乱の一方当事者であるコロンビア政府の味方をするものであり、コロンビア反乱に「干渉」することになるから、そうすべきではないというのである。この点について、四月二四日の書簡では「いかなる中立国も」という表現が用いられているが、この場合の「中立」とは、国際法のテクニカルな意味での「中立」ではなく、他国の反乱に対する「中立的」態度(不介入の態度)という程度の意味であろうと考えられる(もともと、後で検討する *Ambrose Light* 号事件において、裁判所は、この“neutral”を国際

法のテクニカルな意味での「中立」と解し、そのことを根拠に、米国政府がコロンビア反乱について黙示的な交戦団体承認を行ったと判断した⁽¹³⁶⁾。なお、コロンビア反乱への不介入の態度が、国際法上の不干渉義務に基づくものなのか、単なる不介入の政策なのかは、この文書からは明らかではない⁽¹³⁷⁾。

(b) ベセラ駐米公使からベアード國務長官宛て書簡（一八八五年五月一四日）⁽¹³⁸⁾

コロンビアのベセラ駐米公使は、本件においてコロンビア反乱者の行った行為が海賊行為に当たると主張した。

ベセラは、「コロンビア沿岸の一部に対する敵対行為に従事している船舶は、同国の正規に構成された政府に対する反乱における戦争の道具（instruments of war in an insurrection against the regularly constituted Government of that country）」であり、「その敵対行為の主な対象（the main object）は同政府の当局（the authorities）および軍隊」であることをまず認める⁽¹³⁹⁾。しかし、「それらの船舶がどのようにして戦争の道具になったか」が問題であるという。ベセラによれば、国有財産（the property of the nation）である *General Cordona* 号を除いて、反乱者が使っている船舶（*Game Cook* 号もこの中に含まれる）は、乗組員の生命に対する脅迫によって強制的に奪取された商船であり、「政治的反乱における単なる戦争の道具（a mere instrument of war of a political insurrection）」ではない⁽¹⁴⁰⁾。ベセラは、商船を強制的に奪取して反乱に使用した場合においてそれを正規の軍隊（a regular force）と見なした先例は一つもなく、むしろマゼラン海賊事件（本稿二一参照）では本件と同様の行為が海賊行為として扱われたと述べ、本件で問題となっている行為も海賊行為に当たると結論した⁽¹⁴¹⁾。

このように、ベセラは、反乱団体が反乱に使用するための船舶を乗っ取る行為と、その船舶を用いて交戦活動を行う行為とを分け、本件においては後者の行為ではなく、前者の行為、しかも商船の乗っ取り行為のみが海賊行為

に該当すると述べている。本件において後者の行為が海賊行為に当たらないのは、乗っ取った船舶を用いて行っている「敵対行為の主な対象は「コロンビア」政府の当局および軍隊」だからである（逆に、第三国の船舶に対して敵対行為を行うと海賊行為になるという趣旨なのかどうかは、この文書からはわからない）。船舶の乗っ取り行為について、ベセラは、「国有財産である *General Cordona* 号を除いて」海賊行為に当たると述べており、強制的に乗っ取った場合に海賊行為となるのは商船の場合だけである（軍艦を乗っ取る行為は海賊行為に当たらない）という見解が述べられているようにも見える。もともと、何故そうなのかの理由は何も述べられていない。

（c）ベアード國務長官からベセラ駐米公使宛て書簡（一八八五年六月十五日）⁽¹⁴⁾

ベアード國務長官は、六月一五日の書簡において、ベセラ公使の書簡（b）を踏まえ、四月二四日の書簡（a）で述べた見解をさらに敷衍して説明した。本書簡において、ベアードは、「四月二四日の私の書簡を基礎づけた原則は、概して言えば、実効的な性質の紙上封鎖（*a paper blockade of effective character*）というものが存在し得ないのと同様に、国際的な効果および義務を生じる紙上海賊（*paper piracy with international effects and obligations*）というものも存在し得ないという原則である」と述べた⁽¹⁴⁾。ある行為が海賊行為であるかどうかは、「事案そのものに内在する（*inherent in the case itself*）」事情や性質（つまり海賊行為の構成要件に該当するかどうか）によって決まるのであって、布告という「紙」によって決まるのではないというのである。

ベセラ公使が言及したマゼラン海賊事件については、反乱者が奪取した二隻の船舶のうち一隻は米国船、もう一隻は英国船であったが、英国海軍将官のモレスビー（*Moresby*）⁽¹⁵⁾は海賊に対する管轄権を行使してそれらを拿捕したのではなかったという。すなわち、「英国船の方、つまり *Eliza Cornish* 号について、彼「モレスビー」は、明

らかに、盗まれた財産の奪還の権利（the right of recovery of stolen property）を行使した。この権利は、私が四月二四日の書簡の中で説明したように、固有の権利（an inherent right）であり、真の海賊、つまり人類共通の敵を捕獲する国際法上の権利とは別個のものである（apart from the international-law right to capture an actual pirate, *hostis humani generis*）⁽¹⁴⁾」

このように、ベアードによれば、ある行為が海賊行為に当たるかどうかは「事案そのものに内在する」事情によって決まるのであつて一国が発する布告によって決まるのではなく、海賊行為に当たらない行為によって船舶が奪取された場合であっても、その船舶の旗国は、「盗まれた財産の奪還の権利」を行使できるといふ。それでは、本件のような場合において、反乱団体の行う行為が海賊行為に当たるかどうかを決める基準は何か。ベアードはこの点について「個々の事案の事情による」⁽¹⁴⁾とだけ述べてその基準を明らかにしていないようにも見えるが、カルヴォの著書のいくつかの文章を引用して自らの見解の典拠としており、それが参考になる。カルヴォはまず、次のように述べている。「政府は、既存の権力に従っている臣民または市民に属する財産を捕獲するために海を航行している叛徒を海賊であると宣言し、死刑に処する基本的権利をもっているか？ この問題を解決するためには、叛徒の数、叛徒とその攻撃対象である政府との関係における状況、反乱の範囲、組織性および物質的な力を考慮に入れないといけない。……反乱によってその存在が脅かされている政府は、自らのやり方でそれに抵抗し、使用可能な軍隊を用いて政府に対して行われている攻撃を鎮圧する自由を有し、そのことについて主権的である。しかし、政府が「叛徒の」行為を海賊と性格付けるだけでは、外国の目から見ても、そうした反乱が国際法に反する犯罪に変化し、そのようなものとして処罰可能になる訳ではない」⁽¹⁵⁾。他方、カルヴォによれば、「散発的な暴動（isolated revolts, révoltes isolées）’、つまりある意味では個人の行為（in a certain sense individual acts; en quelque sorte

individuelles)であつて、公海上で、正規に構成された主権国家に属するものとして承認されていない旗の下で掠奪行為を行った場合について言えば、それが完全に海賊と同視されること、そして、国際法に反する犯罪として鎮圧できることは明らかである⁽¹⁴⁶⁾。ベアードによれば、合衆国改正法令五三七〇節（海賊行為の処罰に関する米国内法）が想定しているのは、カルヴォが言及する後者のカテゴリーの犯罪（散発的な反乱）である⁽¹⁴⁷⁾。このように、カルヴォは、反乱の組織性を基準にして海賊行為が該当性を決める見解をとっており、「散発的な暴動」を行うに過ぎない反乱者は海賊と見なされる）、ベアードもこの見解を支持している。

（d）まとめと評価

本件では、未承認反乱団体による第三国商船の乗っ取り行為が海賊行為に当たるかどうかが問題となった。乗っ取られた船舶が米国法人の所有するものだったことは明らかであるが、旗国が米国だったのかどうかを明らかにする資料は存在しない。コロンビア政府は、反乱団体の乗っ取った船舶が「コロンビア」の旗を掲げる権利を有していない」と述べている（本号五二四頁参照）から、乗っ取られた船舶の旗国がコロンビアでなかったことは明らかである。

本件において米国政府は、一貫して、コロンビア反乱団体の使用する船舶を海賊船舶として拿捕すること、つまりコロンビア政府の主張に同調することは、コロンビア反乱に「干渉」することに当たるから行わないとの立場を表明した。本章2、3および4で検討した先例と同様、本件においても、米国政府の態度を基礎づけていた原則ないし政策は、他国の反乱に対する「不介入」であつた。なお、他国の反乱に対して「不介入」の態度をとるがゆえに反乱団体の船舶を海賊船舶として扱えない場合について、ベアード国務長官は、カルヴォの著書を引用しながら、

「散発的な暴動」であるか、それとも一定の組織性をもった反乱であるかによって扱いが異なってくるという見解を示している。

本件について注目すべき点は、反乱団体の行う行為が海賊行為に当たらない場合であっても、それによって被害を受けた船舶の本国が、所有者のために「盗まれた財産の奪還の権利」を行使できる、との見解が述べられ、この権利が、「固有の権利」であって海賊行為に対する管轄権とは別個のものであることが明らかにされた点である（特に（c）を参照）。もっとも、海賊行為に対する管轄権とは別に「盗まれた財産の奪還の権利」というものが本当に存在するのか、存在するとしてその法的性質はどのようなものであるか、この権利を行使して行えることの内容は海賊行為に対する管轄権とどの程度異なるかなど、様々な疑問が生ずるが、ベアードは右に引用した以上の説明はしていない。

（2）Ambrose Light 号事件（一八八五年）⁽¹⁴⁸⁾

（a）事実⁽¹⁴⁹⁾

一八八五年四月二四日、米海軍の U.S.S. Alliance は、カルタヘナから西に約二〇カイリの公海上において帆船 Ambrose Light 号を拿捕した。Ambrose Light 号は、最初に発見されたときには白地に赤十字が書かれた旗を掲げていたが、後にコロンビア国旗を示した。Ambrose Light 号には武装した多数の兵士が乗っており、大砲一門と、かなりの量の銃、砲弾および弾薬を積んでいた。Ambrose Light 号は、当時反乱が起こっていたコロンビアのバランキージャ州（the province of Ballanguilla）の知事から受けた委任状（commission）を保持していた。U.S.S. Alliance の指揮官クラークは、この委任状が不正規のものであると考え、Ambrose Light 号を拿捕してニューヨーク

クに引致した。その後、国（米国）は、*Ambrose Light* 号を海賊船舶として没収するための対物訴訟をニューヨーク南部地方裁判所に提起した。

（b）判決（一八八五年九月三〇日）

ニューヨーク州南部地方裁判所のブラウン裁判官（Brown, J.）が述べた法廷意見はかなり長く、いろいろなことが述べられているが、その骨子は次の通りである。すなわち、*「Ambrose Light* 号の最初の拿捕（the original seizure）が合法であったかどうかは、同船が反乱の指導者の委任の下にカルタヘナのいわゆる封鎖を支援するために行っていた巡航（the cruise of the vessel under the commission of the insurgent leaders, to assist in the so-called blockade of Cartagena）が、本件の事情の下において、合法的な戦闘行為（lawful warfare）と見なされるべきものか、それとも海賊（piratical）と見なされるべきものかに依存する⁽¹⁵⁰⁾」。そして、合法的な戦闘行為か、それとも違法な海賊かは、「自国の政府または他国の政治的もしくは行政部門から事前に交戦権の承認（previous recognition of belligerent rights）を得ていたかどうかに完全に依存する⁽¹⁵¹⁾」。そのような承認なしに反乱者が行う行為は、「公海上で不法な掠奪に従事する私人の単なる組み合わせに過ぎない（merely combinations of private persons engaged in unlawful depredations on the high seas）」⁽¹⁵²⁾。反乱者がそうした行為を行う場合、すべての国がそれを拿捕して鎮圧する権利を有する。「もしそうでなければ、交戦団体承認の法理は、完全にその意味を失うであろう（The whole significance and importance of the doctrine of recognition of belligerency would be gone）」⁽¹⁵³⁾。このように、ブラウン裁判官によれば、交戦団体承認を受けた反乱団体が行う行為は合法であるのに対し、交戦団体承認を受けていない反乱団体が海上で行う暴力行為はすべて違法な海賊行為であるという。

ブラウン裁判官によれば、交戦団体承認は、「人道の利益および便宜のために（in the interest of humanity and expediency）叛徒に付与されるもの（concession）」であり、「反乱者は、単なる反乱の事実によって（from the mere fact of revolt）¹⁵³あるいは港を支配した¹⁵⁴ことによって（by their acquisition of a seaport）公海における主権の権利を獲得することはないし、他国から承認を受ける権利もたない」。「他国は、自らの利益、道徳的なシンパシー、血縁関係、条約義務、あるいは反乱の良^や・悪^や（the merits or demerits）¹⁵⁵、反乱の程度、反乱の成功の見込みなどに従って、承認を与えることも撤回することもできる」。つまり、交戦団体承認を行うかどうかは各国の自由裁量であり（承認義務の否定）、交戦団体承認がなされない限り反乱団体が交戦権をもつことはないということである（創設的効果説）。

ブラウン裁判官は、以上のことを本件に当てはめ、コロンビアの反乱者は交戦団体承認を受けていなかったため、*Ambrose Light* 号は海賊船舶だったといった結論した¹⁵⁶。しかし、ブラウン裁判官はそれに続け、本件では、米政府により事後的な黙示的承認（a subsequent implied recognition）がなされていたと述べる。その根拠とされたのが、本項（a）で検討したベアード國務長官の一八八五年四月二四日付け書簡である。この書簡では、コロンビア反乱者を海賊として扱えるかという論点のほかに、布告による港の閉鎖（closure of ports）の論点が扱われている。すなわち、反乱が生じている国の政府は、反乱者により支配された港への外国船舶の出入りを布告により禁止することがある。その根拠は、反乱者により支配されているために政府の実効的支配が及んでいない港であっても、その国の主権の下にある場所である以上、領域主権を行使して船舶の港（すなわち内水）への出入りを禁ずることは自由だということである。しかし、一九世紀後半以降の国家実行では、政府の実効的支配が及んでいない港を単なる布告によって閉鎖することはできず、船舶の出入りを禁ずるのであれば実効的封鎖によらなければならないと

いう見解が支配的であった。⁽¹⁵⁶⁾ 本件でも、コロンビア政府は反乱者の支配する港を布告により閉鎖したが、ベアード国務長官は、国家実行において支配的な見解に従い、次のように述べた。すなわち、「敵（外国の敵であるか、国内的な敵であるかを問わない）により支配された港を中立通商向けに閉鎖する主権的権力の布告（a decree by a sovereign power closing to *neutral* commerce ports held by its *enemies*, whether foreign or domestic）は、国際的な効力を有しない」（イタリック体引用者）。それらの港への出入りを禁止するためには、「封鎖を維持するのに十分な海軍力」による実効的な封鎖を行うしかない、と。⁽¹⁵⁷⁾ 黙示的な交戦団体承認があったとブラウン裁判官が言う際に依拠したのは、ベアードの書簡で使われている「敵（enemies）」とか「中立（neutral）」という語である。つまり、これらの語は、戦争（国家間戦争または交戦団体承認を受けた内戦）が存在する場合にのみ使用される語であり、これらの語を使っていることは、米国政府が黙示的に交戦団体承認をしたことを論理必然的に意味する（“by necessary implications, a recognition of the existing insurrection as constituting a state of civil war”）、⁽¹⁵⁸⁾ ところである。

結論的には、本件では米国政府により黙示の交戦団体承認が行われていたので *Ambrose Light* 号は海賊船舶ではなかったとされ、没収の請求は棄却された。

（c）評価

本判決が述べた見解は、かなり明快である。すなわち、交戦団体承認を受けていない反乱団体が海上で行う暴力行為はすべて違法であり、暴力行為の対象（第三国船舶が対象となっているかどうか）や暴力行為の内容（仮に戦争法を適用したならば適法とされる行為かどうか）にかかわらず、すべて海賊行為に該当する。本件において、

Ambrose Light 号はまだ具体的に暴力行為を行っておらず、「反乱の指導者の委任の下にカルタヘナのいわゆる封鎖を支援するために……巡航」していた（つまり封鎖を侵破しようとする船舶がいなかどうかを監視していた）だけであるが、それにもかかわらず、そうした行為は——もし黙示の交戦団体承認がなければ——海賊行為になるというのである。

しかし、本判決のような立場をとった先例は他に存在せず、異例の先例と評価するのが適當である（そうした評価は先行研究でも広く共有されている）。

7 ポリビア共和国対インデムニティ相互海事保証会社事件（一九〇九年）⁽¹⁵⁹⁾

（一）事実⁽¹⁶⁰⁾

Labrea 号は、アマゾン河の支流アクレ河を遡ってプエルト・アロンゾ（Puerto Alonzo）に向かっていたところ、武装船舶 *Solimoes* 号により拿捕され積荷を捕獲された。プエルト・アロンゾがあるコロニア（Colonias）地域は、一八六七年の条約によりブラジルからポリビアに割譲されたが、国境は一八九八年になるまで画定されなかった。ポリビアは、一八九八年より前にはコロニア地域においていかなる政府権力も行使していなかったが、国境画定がなされた一八九八年以降、この地域に実効的な政府権力を及ぼすことを決め、その第一歩として、プエルト・アロンゾまたはその近くに税関を設置することにした。これに対し、この地域にポリビアの政府権力が及ぼされるのを望まないブラジル人たちがおり、彼らは、「エル・アクル自由共和国（the Free Republic of El Acre）」の設立を宣言して対抗した。ポリビア政府は、こうした動きを鎮圧してこの地域における権力を確立するため、首都のラパスから軍隊を派遣したが、首都から遠く離れた場所であるために、物資の補給に困難をきたした。そこで、ポリビア

とブラジルの間で取極めがなされ、アマゾン河の河口にあるパラ (Para) からアマゾン河とその支流を遡って糧食その他の物資の補給がなされることになった。Labrea 号は、そうした補給物資を運んでいた船舶の一つであった。

Labrea 号の積荷には保険がかけられており、当該保険によって保証される危険の中に「海賊 (pirates)」によるものが含まれていた。同時に、保険証券には、捕獲・拿捕不担保条項 (free of capture and seizure (FCS&S) warranty・捕獲や拿捕による危険を免責の対象とする条項) が入っていたが、「海賊」は同条項の対象外である (piracy excepted) (つまり保険金支払いの対象となる) と規定されていた。そこで、ボリビア政府は、本件の損害が「海賊」によって生じたものであるから保険によって保証される危険に当たるとして、保険金の支払いを求めて英国の裁判所に訴えを提起した。

(2) 第一審判決

第一審 (高等法院の王座部) のピックフォード裁判官 (Pickford, J.) は、請求を棄却した。その理由は、次の通りである (引用文中の傍点はすべて引用者が付けたもの)。本件では、保険証券において使われている「海賊」という語の意味が問題となっている。この文言の意味は、「国際法学者によって与えられることのある意味ではなく (rather than the meaning to which it may be extended by writers on international law)」、もつと一般大衆の意味 (a more popular meaning)、『ひま』一般人 (ordinary persons) によって与えられる意味」で理解しなければならぬ (別の箇所では、『海賊』という語の、より一般大衆的な、またはビジネスにおける意味 (the more popular or business meaning of the word “piracy”)) とする表現も使っている⁽¹⁶⁾。ピックフォード裁判官によれば、「一般大

衆的な意味」において、「海賊」は、公海上で行われたものである必要はなく、例えば河川において行われたものであっても構わない。また、この意味における「海賊」は、「自らの目的のために無差別に掠奪を行う者（a man who is plundering indiscriminately for his own ends）」のことを意味し、「公的目的、つまり政府を樹立する目的のために、特定の国の財産に対してのみ行動する者」は「海賊」ではない。⁽¹⁶⁾ この点に関連してピックフォード裁判官は、ホルルの著書を引用し、次のように述べる。ホルルによれば、「政治的に組織された社会の権威の下で行われたのではなく（not acting under the authority of any politically organized community）」行為は「たとえその目的が政治的なものであっても」「国際法の意味においては海賊である（such acts are piratical within the meaning of the term in international law）」。⁽¹⁶⁾ しかし、ホルルはこれに続けて、政治的に組織された社会の権威の下に行動しない者たちが、完全に政治的な目的で（wholly political in their objects）、特定の国に対してのみ行う（directed solely against a particular State）行為に言及し、そうした行為は、その特定の国以外の国にとっては「実際上は海賊的でない（for practical purposes not piratical）」と述べ、被害国以外にとって「実際上は海賊的でない」こうした行為のことを、ホルルは「もっと大雑把な形における海賊（piracy in its coarser forms）」と呼んでいる。保険証券における「海賊」、つまり「一般大衆的な意味」で理解すべき「海賊」の概念は、ホルルが「もっと大雑把な形における海賊」と呼んだものに相当する。本件における *Labrea* 号の拿捕は、一定の領域に政府を樹立する目的（政治的目的）で、その目的の達成に必要な限度で行われたものであり、「すべての者を無差別に掠奪する（plundering of every one indifferently）目的で」行われたものではないから、本保険証券の意味における「海賊」には該当しない、というのがピックフォード裁判官の結論である。⁽¹⁶⁾

第一審で敗訴した原告は上訴院に上訴したが、上訴院はこれを棄却した。上訴院の三名の裁判官はそれぞれ意見

を述べているが、保険証券における「海賊」の意味については、ピックフォード裁判官が述べたことをそのまま支持しており、この問題について特に新しいことを付け加えていないので、本稿では検討しない。⁽¹⁶⁾

(3) 評価

本判決は、先行研究において、国際法上の海賊行為概念を述べたものとして、かなり頻繁に言及される先例である。⁽¹⁶⁾ 例えば杉原高嶺は、「王座裁判所のピックフォード裁判官は、略奪行為の発生場所がアマゾン川の支流であったことを別として、保険証書にいう『海賊』は『通常の意味』に解すべきであるとして、ホールの『国際法論』（第五版）を引用しつつ、海賊とは『自己の目的のために無差別に略奪を行う者であって、政府の樹立の目的といた、公的目的のために特定の国の財産に対して行う者は異なる』とした。……これは、明らかにアンブローズ・ライト [Ambrose Light] 判決とは見解を異にしている」と述べる。⁽¹⁶⁾ 菅野直之も次のように述べる。「英国高等法院のピックフォード裁判官は、ホールが言う『海賊行為』こそが、この保険契約における『海賊行為』であると定義する。その定義に照らしたとき、本件の事実、特定の領域に政府を樹立しようとする組織的な試みであって、彼らが船舶に介入するのは、その目的に必要な場合に限られ、彼らが無差別に略奪を働いているわけではないことを示していると論じ、この事件が私的な動機で行われたとする原告の主張を否定した。／この判決では、ホールが引用され、船舶への介入が『組織的な試み』に必要なものであって、『無差別的な略奪』でなければ、海賊行為ではないとの結論が導かれている。この議論は、反乱団体の行為が『政治的目的』で行われていること、及び『無差別性』を論じたものと解される⁽¹⁶⁾」。

しかし、(2) で見た通り、ピックフォード裁判官は、「国際法学者によって与えられることのある『海賊という

語の「意味」と、『海賊』という語の、より一般大衆的な、またはビジネスにおける意味」とを明確に区別し、本件保険証券における「海賊」の語は後者の意味で理解しなければならないとはつきり述べている。保険証券というビジネス文書で使われる語は、『ビジネスマンが一般に理解するだろう』意味で理解しなければならない⁽¹⁰⁾というのである。それにもかかわらず本判決が国際法上の海賊行為概念についての先例として挙げられることのある理由の一つは、本判決がホールの国際法体系書に依拠して議論しているからだだろうと思われる。しかし、本稿三二（一）で述べるように、ホールの海賊論は、先行研究において正しく理解されていない。ホールは、国際法上の海賊概念と、「もつと大雑把な形における海賊（piracy in its coarser forms）」（日常用語における「海賊」や、いくつかの国の国内法で「海賊」と呼ばれているものなどを広く含む）とを区別している。ピックフォード裁判官は、ホールによるこの区別を正しく理解し、本件保険証券における「海賊」の語を解釈する上で準拠すべき『海賊』という語の、より一般大衆的な、またはビジネスにおける意味⁽¹¹⁾は、ホールが「もつと大雑把な形における海賊」と呼んだものと一致すると述べた。したがって、本判決は、日常用語における「海賊」の概念について述べたものに過ぎず、国際法上の海賊行為概念についての先例ではない⁽¹²⁾。しかし、本判決は、一見したところ錯綜していて理解困難なホールの海賊論の正しい読み方を示しているという意味で、重要な意義を有するのである。

8 その他の先例

（一）ムーラン対保険会社事件（一八六七⁽¹³⁾年）

本件は、ボリビア対インデムニティ相互海事保証会社事件（本稿二七参照）と同様、保険金の支払いが請求された訴訟の中で「海賊」の概念が問題となった事件である。Marshall号は、南北戦争中の一八六一年五月一七日、

ミシシッピ河の河口から二ないし三マイル内陸側に入った地点において、南部連合の蒸気船 *Musie* 号により拿捕された。*Marshall* 号には保険がかけられており、この保険により保証される危険は、「海上における危険、火災、海賊 (pirates)」、襲撃による盗み」等とされていたが、本保険証券には「捕獲、拿捕もしくは抑留またはそれらの試みから生ずる損失または費用 (loss or expense arising from capture, seizure, or detention, or the consequences of any attempt thereat)」を不担保とする条項 (捕獲・拿捕不担保条項) が入っていた。ムーラン氏は、アライアンス保険会社に対して保険金の支払いを求めて訴えを提起した。そこで、*Musie* 号による *Marshall* 号の拿捕が、保険証券の無担保条項の「捕獲 (capture)」に該当するかが争点となった。

米国連邦最高裁のネルソン裁判官が述べた法廷意見は、次の通りである。保険証券における「捕獲 (capture)」とは、公式の戦争における敵による船舶または積荷の捕獲物としての奪取、または復讐の手段として所有者からそれを奪う意思を伴う船舶または積荷の奪取 (a taking by the enemy of vessel or cargo as prize, in time of open war, or, by way of reprisal, with intent to deprive the owner of it) を意味する。この元々の意味に加え、慣行や判例では、交戦者が戦争権の行使として行う中立船や中立貨の奪取 (the taking of a neutral ship and cargo by a belligerent *jure belli*) や、平時における友好国による船舶や貨物の奪取、さらには被保険者が属する国の政府による船舶・貨物の奪取さえ「捕獲」に含まれている。「捕獲は、宣言された敵 (declared enemy) により、合法的に委任され (lawfully commissioned)、戦争法に従って行われた場合 (according to the laws of war) に合法と見なされ、そうでない場合には違法と見なされるが、合法であっても違法であっても保険引受者は責任を負う (whether lawful or unlawful, the underwriter is liable)。……」したがって、捕獲が合法かどうかは、保険者と被保険者との間では問題ではな⁽¹⁷⁾。最近のパウエル対ハイド事件 (*Powell v. Hyde*) において、被保険者は問題と

なった保険証券の捕獲拿捕不担保条項における「捕獲」とは合法的な捕獲を意味すると主張したが、裁判所はこの主張を退け、いかなる捕獲も同条項に該当する（this term in the warranty... included any capture）と判示した。⁽¹⁷⁾「組織化された政府（an organized government）が敵に対して戦争権の行使として（*jure belli*）行う捕獲の場合、それが保険証券における捕獲に該当するためには、完全に合法的な政府により委任を受けたものである必要はないし、同様に、捕獲そのものが合法である必要もない（it is not necessary that the commission should issue from a perfectly lawful government any more than that the capture itself should be lawful）」⁽¹⁸⁾。これに続け、ネルソン裁判官は、以上の原則を本件の事実にあてはめて、次のように述べた。すなわち、本件において検討すべき問題は、「いわゆる南部連合政府——その権威の下で当該捕獲が行われた——が合法的な政府だったかどうかではなく、それが事実上の政府（a government in fact）であるかどうか、つまり、国の一部の地域における最高権力（the supreme power）を保持しそこに管轄権を及ぼしている政府であるかどうかである」⁽¹⁹⁾。南部一一州では、既存の州政府が転覆されて新政府が樹立され、これらは「違法かつ非憲法的な手段」によって樹立されたものであるが、「事実上の政府」が存在していたことは間違いない。南部連合政府は、内戦を行う（carry on a civil war）、⁽²⁰⁾「多くの交戦権を行使（the exercise of many belligerent rights）」した。「我々は、これらが、文明諸国間の戦争法によって敵に付与された権利だった（these were rights conceded to the enemy by the laws of war among civilized nations）のか、それとも、内乱から生ずる復讐心を緩和するために人道によって命じられたものだったのか（were dictated by humanity to mitigate the vindictive passions growing out of a civil conflict）は検討しな⁽²¹⁾」。ネルソン裁判官によれば、南部連合政府は、政府の多くの属性をもっており、「事実の問題として戦争の行為（the conduct of war as a matter of fact）」を行ったのだから、本件捕獲は、保険証券の条項によって保険の対象から除

外されるものに該当するとい⁽¹⁷⁾う。

本判決は、保険証券における「捕獲」の概念を検討したものであり、「海賊」の概念は一切検討されていない。もともと、*Marshall* 号の拿捕が、保険の対象となる「海賊」ではなく保険の対象外となる「捕獲」に該当するかどうかを検討しているため、間接的に「海賊」の概念を明らかにしたとは言える。本稿二七で検討したボリビア対インデムニティ相互海事保証会社事件と異なり、本判決では、国際法上の海賊概念と日常用語における海賊概念とを区別するとは述べられていないが、あくまでも、保険証券によって保証される危険の範囲の確定という観点から「捕獲」の概念（その結果として間接的に「海賊」の概念）を検討したものであるから、国際法上の海賊概念に関する先例として扱えるかどうかは疑問である。

もし仮に、本判決の判旨が国際法上の海賊行為概念と何らかの関連性を有すると考えた場合、本判決が明らかにした海賊行為概念は、「事実上の政府」（一定の組織性を有する反乱団体）が「事実の問題として戦争の行為（the conduct of war as a matter of fact）」を行った場合、それは「海賊」ではなく「捕獲」である、というものである。判決の中には、“*jure belli*”とか、「多くの交戦権を行使（the exercise of many belligerent rights）」といった表現が出てくるが、これは、南部連合政府が合法的に交戦権を行使していたということではなく、あくまでも、事実の上で、外形上、交戦国や交戦団体が行うような交戦行動は保険証券の「捕獲」に該当する（「海賊」ではない）という趣旨である。判決は繰り返し、「捕獲」が合法的なものだったかどうかは関係ないと述べており、また、この事実上の「交戦権」の行使が、「戦争法によって敵に付与された権利だった」ものだったか、つまり交戦団体承認によって法的に付与されたものだったのかを検討する必要はないと述べているからである。

(2) *Crête-à-Pierrot* 号事件（一九〇二年）⁽¹⁷⁶⁾

本件の詳細な事実関係は明らかでない。先行研究で依拠されるのは、*Journal de droit international* 第三〇巻およびコベットの国際法先例集に述べられているごく短い記述であり、それによれば、一九〇二年、ハイチの反乱団体に属する軍艦 *Crête-à-Pierrot* 号は、ドイツ海軍の巡洋艦に撃沈され死者が出た。⁽¹⁷⁷⁾ これを撃沈した理由は、*Crête-à-Pierrot* 号がハイチ政府軍に向けて輸送されていた軍需品 (*munitions de guerre*) をドイツ商船から奪った⁽¹⁷⁸⁾（奪った場所はハイチ領海内）ことが海賊行為に該当するというものだった。

オコンネルは、一九世紀の国家実行について、未承認反乱団体が第三国船舶に対して行う暴力行為であっても、それが「交戦活動に通常付随する (*normally incidental to belligerent activity*)」である場合には海賊行為とは見なされず、「交戦活動に通常付随する」活動を超えて「掠奪」を行った場合には海賊行為と見なされたと述べ、このように述べる根拠の一つとして *Crête-à-Pierrot* 号事件に言及している。⁽¹⁸¹⁾ つまり、オコンネルによれば、*Crête-à-Pierrot* 号がドイツ商船から軍需品を奪った行為は「交戦活動に通常付随する」ものではなく「掠奪」であり（“*Haitian insurgents molested foreign vessels*”）、だからこそドイツによって海賊行為と見なされたというのである。もともと、オコンネル自身も「この行為が交戦権行使の過程で行われたのかどうかは明らかではない」と述べ、事実関係に不明確な部分があることを指摘している。

ファン・ツワネンベルク (*van Zwabenberg*) は、「本件の事実関係は不明確であるように思われる」と述べつつ、敵軍に向けて軍需品を輸送する第三国船舶に自国領海内で干渉することは、仮に交戦団体承認がなされていれば正当とされる行為だったかもしれないと述べている。もともと、ファン・ツワネンベルクは本件の事実関係が不明確であることから、「本件の先例としての権威はいくぶん疑わしい」と述べており、本件を自説の根拠として積極的

には使っていない。⁽¹⁸⁾

菅野は、フォーシーユの学説を評価する文脈において、本件で *Crête-à-Pierrot* 号が行った行為、つまり敵軍に向けて軍需品を輸送する船舶を拿捕する行為が「『反乱と無関係の私的な略奪・暴力行為』である」と言い難いと評価した上で、それにもかかわらず *Crête-à-Pierrot* 号の行った行為が海賊行為だったと評価するフォーシーユは、未承認反乱団体が第三国船舶に対して行う暴力行為は行為の性質（仮に戦争法を適用した場合に合法となるような行為であるかどうか）がどのようなものであっても海賊行為になるという見解をとった学説であると理解する（フォーシーユの見解については三 1（1）で検討する⁽¹⁸⁾）。

このように、*Crête-à-Pierrot* 号が行った行為についての評価（仮に戦争法を適用したならば適法となる行為だったかどうか）は分かれる。しかし、前述の通り、本件の事実関係は不明確な部分が多岐に多く、本件を先例として扱うことには慎重であるべきだろう。

(c) *SS. Falke* 号事件（一九二九年）⁽¹⁸⁾

SS. Falke 号はドイツ船籍の船舶であり、一九二九年七月九日にハンブルクを出港しダンツイヒに向かったが、実際にはダンツイヒではなくグディニヤ（ポーランドの港）に立ち寄り、そこで積荷として武器・弾薬を積み込み、二二名の乗客を乗せた。この二二名は後にベネズエラの革命に参加する者たち（revolutionists）であることが明らかになった。ベネズエラに向かうことについて *SS. Falke* 号の乗組員は反対したが、乗客らに脅迫され、航行を続けられボリーナスを支払うと約束されて（induced by coercion and promises of a bonus to continue the voyage）ベネズエラに向かった。*SS. Falke* 号は、八月一日にベネズエラのクマナに到着した。革命者たちは同船から武器

と人員を積み下ろし、クマナ市を攻撃した。その後、*SS. Falke* 号は、英領トリニダードのポート・オブ・スペインに向かった。八月三〇日、トリニダードの政府は、ポート・オブ・スペインに碇泊中の *SS. Falke* 号の地位について調査するための委員会を設置した。

本件に関連して述べられた国家の見解としては、次のものがある。まず、ベネズエラ政府は、八月一二日に布告を発して *SS. Falke* 号が海賊船舶であると宣言し、すべての海洋国家に対して、同船に対する訴追の手続を行うよう要請した。⁽¹⁸⁾

これを受け、米国防務省の法務局 (the office of the Solicitor for the Department of State) は、八月一六日、次のような意見書を作成した。「反乱者に支配されている船舶が海賊であるか否かの問題は、その行為、つまり、自国に対する掠奪行為 (depredations) を行うにとどめているか、それとも他国の船舶に対しても掠奪行為を行っているかによる。*Ambrose Light* 号事件におけるニューヨーク南部地区地方裁判所の判決にもかかわらず、有力な見解 (the weight of opinion) は、反乱者の船舶は、反乱者が交戦団体として承認されていないというだけの理由によって海賊と見なすことはできない (cannot be treated as piratical) というものである」⁽¹⁹⁾。

この意見書では一般論のみが述べられており、この一般論を *SS. Falke* 号に当てはめるとどうなるかは述べられていない。この点、米国防務省が海軍省、財務省および司法省に対して与えた指示 (八月一七日) では、「本省は、同船が実際に海賊であるか (in fact piratical) についての意見を表明することを差し控える」と述べ、別の指示があるまでベネズエラの布告を認識する (merely acknowledge) にとどめよと述べられていた。⁽²⁰⁾

先述した通り、英領トリニダードの政府は、*SS. Falke* 号の地位についての調査委員会を設置していた。調査委員会の報告書は公表されなかったが、同地に駐在する米国の副領事によれば、委員会報告書では、「同船 [*Falke*

号」は、ベネズエラに対する侵入的遠征 (ilbustering expedition) を行ったが、それは海賊行為とはまったく別のことである (a very different affair from piracy)」¹⁸⁷ および「*Falke* 号はトリニダード政府によって一度も海賊と見なされたことはない」ということが述べられていたという¹⁸⁸。

このように、本件において、*SS Falke* 号は海賊船舶ではなかったとされ (トリニダード政府の調査委員会報告)、あるいは少なくともその点に関する判断は回避されていた (米国国務省)。米国国務省の法務局の意見書では、一見すると、反乱団体が第三国船舶に対して暴力行為を行えば海賊行為になるとの見解が述べられているようにも見えるが (「反乱者に支配されている船舶が海賊であるか否かの問題は、その行為、つまり、自国に対する掠奪行為 (depredations) を行うにとどめているか、それとも他国の船舶に対しても掠奪行為を行っているかによる」という記述)、第三国船舶に対する「掠奪行為」という文言が使われており、仮に戦争法を適用したならば合法となるような行為 (交戦行為) を第三国船舶に対して行った場合にどうなるかは、はっきりとは述べられていない。この意見書が明確に述べているのは、「反乱者が交戦団体として承認されていないというだけの理由によって海賊と見なすことはできない」 (*Ambrose Light* 号事件判決の立場は否定する) ということだけである。

9 まとめと考察

主要先例に関する以上の検討結果をまとめると、次のようになる。未承認反乱団体が船舶を用いて反乱に従事するとき、反乱当事者の政府は、しばしば、そうした船舶が海賊船舶であると宣言し、それらの船舶の拿捕と処罰に協力するよう他国に要請する (2、3、4、5、6)。これに対し、第三国は、自国民または自国船舶が被害を被らない限り、反乱団体の使用する船舶を海賊船舶として拿捕する等の措置はとらないのが一般的である (命題①と

呼ぶ）。自国民または自国船舶が何の被害も被っていないくても、交戦団体承認を受けていない反乱団体が使用する船舶はすべて海賊船舶であつて、第三国も海賊船舶に対する管轄権の行使として拿捕等の措置をとれるという立場（交戦団体と海賊との二者択一）をとつたのは、*Ambrose Light* 号事件判決（6（2））だけである（*Huascar* 号事件に関する英国のホルカー法務長官（4（2）（c））も、反乱者は交戦団体か海賊かのどちらかであるという二者択一の考え方をとるが、*Ambrose Light* 号事件判決と違い、交戦団体承認について宣言的效果説をとる）。他方、先例の多くにおいて、自国民または自国船舶が被害を被つた場合には、反乱団体の使用する船舶に対し拿捕等の措置をとることができるとの立場がとられた（命題②と呼ぶ）。そのような措置が実際にとられた例としては、マゼラン海賊事件（1）における英国、スペイン反乱（3）におけるドイツと英国（もつとも、英国の外務省は、そうした措置をとつた海軍を非難していた）、*Huascar* 号事件（4）における英国がある。

本問題に関する先行研究にしばしば見られる論法は、海賊取締制度の保護法益は海上交通の一般的安全である——海賊行為とはすべての国の船舶に対して無差別に行われる暴力行為である——と理解した上で、反乱当事者政府の船舶のみを対象とする反乱団体の暴力行為は、海上交通の一般的安全を害しないから海賊行為として扱われてこなかった（命題①の解釈）一方、第三国船舶に対する暴力行為は海上交通の一般的安全を害するから海賊行為として拿捕等の措置の対象となつた（命題②の解釈）、というものである。⁽¹⁸⁾

しかし、命題①および命題②に関する右のような解釈を先例から導くことには無理がある。まず、命題①について、海賊行為とはすべての国に対する無差別の暴力行為であると述べ、そのことを理由に拿捕等の措置をとらなかつた先例は、*Montezuma* 号事件（5）くらいしかない。ボリビア対インデムニティ相互海事保険会社事件判決（7）では、「すべての者を無差別に掠奪する目的で」行われるのが「海賊」行為だと述べられたが、7で強調したように、これ

は、国際法上の海賊概念とは区別される、「海賊」という語の、より一般大衆的な、またはビジネスにおける意味」について述べられたことであって、本判決は国際法上の海賊行為概念についての先例にはなり得ない。その他の先例において、自国民または自国船舶が被害を被っていない場合に反乱団体の船舶を拿捕する等の措置をとらなかった理由は、他国の反乱に対する「不介入」の立場（中立的な立場）に求められた（2、3、4、6）。反乱団体が反乱のために使用する船舶を拿捕すれば、それは反乱の一方当事者である政府の味方することになり、それは「不介入」の態度と両立しないからそのようなことはしない、ということである。この「不介入」が、国際法上の不干渉原則に基づく義務なのか、それとも、「不介入」の「政策」に過ぎないのかは、2（不介入の「政策」であるという趣旨のことが明確に述べられた）などを除いて、先例からは明らかにできないことが多い。これが「政策」に過ぎないのであれば、国際法上の海賊行為には該当するけれども不介入の政策をとるが故に管轄権の行使は差し控える、という話だったことになり、他方、「義務」だったのであれば、国際法上の海賊行為に該当しないために管轄権を行使することができない、という話だったことになる。いずれにせよ、未承認反乱団体の行う一定範囲の暴力行為が海賊行為を理由とする拿捕等の対象とされてこなかったのは、海上交通の一般的安全といった海洋法内在的理由によるものではなく、他国の反乱への不介入という、海洋法外在的理由によるものだったのである。

次に、**命題②**について、自国民または自国船舶が被害を被った場合には反乱団体の船舶に対して拿捕等の措置をとれるという見解が、先例の多くにおいて示されていたのはその通りであるが、そうした措置が海賊行為に対する管轄権の行使と考えられたかどうかは検討を要する。まず、海賊行為に対する管轄権の行使であることが明確にされた先例としては、マゼラン海賊事件（1）があるが、本件は、そもそも「反乱」と呼ぶに値するような事態が存在しておらず、また、行われた行為も、船舶の乗っ取りと乗組員らの殺害、ならびに船舶に積まれていた財宝の強

奪であり、「反乱」の遂行に関連する行為とは到底言えないものだった。また、一八七三年スペイン反乱（3）に関するいくつかの文書のうち、英国の一八七三年七月二日電信は、「英国臣民または英国の利益に影響を及ぼす海賊行為」と述べており、右のような措置の性質が海賊行為に対する管轄権の行使であるとの立場をとったと解されるが、そのような立場をとれる根拠は、第三国船舶に対する暴力行為が海上交通の一般的利益を害するからではなく、「スペイン政府の布告が、彼らから旗の保護を奪ったから」であつた。⁽¹⁹⁾つまり、本件において反乱団体が使用していた船舶はスペイン海軍から奪取した軍艦であり、旗国であるスペイン自らが海賊船舶として拿捕してよいと言っている以上、第三国がそれらの船舶を海賊船舶として扱ってはならない理由が本来ないのである。もつとも、第三国がそのような立場をとることはもちろん可能であるが、そうすることは、反乱の一方当事者である政府の見解に同調することであり、他国の反乱への「不介入」の立場と相容れない側面があることは否めない。そのため、他の事例では、海賊船舶に対する管轄権の行使であるとは言わず、「自国民の保護」のための措置であると説明することが多かった（3におけるドイツ、フランス、および一八七三年八月一日の英国、4におけるド・ホーシー海軍少将、6（1））。そうした場合にとる措置は、あくまでも「自国民の保護」を目的とするものであつて、反乱の一方当事者である政府の味方をするとは異なる、という趣旨である。「自国民の保護」のためにとる措置が本当に海賊行為に対する管轄権と別のものなのかについては、それを断定できない先例も多いが、例えば一八八五年コロンビア反乱（6（1））の際のベアード米國務長官書簡では、それが海賊行為に対する管轄権とは区別される、「盗まれた財産の奪還の権利」であることが明確にされた。なお、「盗まれた財産の奪還の権利」や「自国民の保護」のための措置が、海賊行為に対する管轄権と内容的にどの程度異なるのかは必ずしも明らかではない。後者と違って前者が被害国によってのみ行使できるものであることは明らかであるが、それ以外に違いはあるか。その

点を明らかにした資料は存在せず、また、「盗まれた財産の奪還の権利」を肯定する学説（後に検討するハイドや、一九三二年ハーバード草案第一六条など）もその点を明らかにしていないが、「盗まれた財産の奪還の権利」は、あくまでも「奪還」という回復的な措置にとどまるとも考えられ、その点が、行為者の処罰まで含む海賊行為についての管轄権と違う点だと言えるかもしれない。

以上のように、本問題に関する国家実行の一般的傾向は、他国の反乱に対して「不介入」の態度をとるが故に原則として反乱団体の使用する船舶を海賊船舶として扱わない、というものであり、反乱団体の行う行為が海上交通の一般的安全を害するかどうか（あるいは行為の「無差別性」はほとんど問題とされていなかった、というのが本章の結論である。それでは、次に、この問題に関する同時代の学説はどのようになっていたのだろうか。次に、その点を検討する。

- (119) 本件に言及する先行研究として、van Zwabenberg, *supra* note 13, pp. 811-812; Colombos, *supra* note 13, 389; O'Connell, *supra* note 15, p. 975; 森田・前掲注(12) 五三頁、菅野・前掲注(5) 七〇頁。
- (120) なお、Montezuma 号がもととスペインの軍艦だったと述べるものがある(O'Connell, *supra* note 15, p. 975) が、事実関係について先行研究がもっぱら依拠するカルヴォの著書によれば、Montezuma 号はスペインの商船である。また、スペインが「英国に対し」Montezuma 号を海賊船舶として扱うよう求めたと書いているものもある(van Zwabenberg, *supra* note 13, p. 811) が、これは明らかな誤りである。
- (121) 本件の事実関係については、Calvo, *supra* note 73, pp. 591-592 を参照。本件の事実関係について利用可能な資料は、カルヴォのこの著書に記述されていることがすべてである。例えば、本件の事実関係についてよく依拠されるコベットの国際法資料集(Pitt Cobbett, *Cases on International Law and Various Points of English Law Connected Therewith*, Vol. 1, Peace, 3rd ed. (London: Stevens and Haynes, 1909), p. 289) が依拠している文献は、James Brown Scott, *Cases on*

International Law: Selected from Decisions of English and American Courts (St. Paul West Publishing Co., 1906), pp. 351-352. 又 John Westlake, *International Law*, Part I, Peace (Cambridge: The University Press, 1906), p. 180 に依拠して本件の事実関係を述べるが、後者は典拠となる文献を何ら示していない。

(121) Le baron de Cotejipe, ministre des affaires étrangères du Brésil, à M. de Estefani, chargé d'affaires d'Espagne, le 12 janvier 1877, in Calvo, *supra* note 73, pp. 591-592 [「イタリック体原文」]。なお、本文で引用した文章の後には、スペイン政府はブラジルにおける反乱者の処罰を求めているのでブラジル・スペイン犯罪人引渡条約は本件に適用されないこと、および、本件は「一八七三年の *Portena* 号事件——乗客として搭乗していたアルゼンチン反乱者に乗取られた *Portena* 号を海賊船舶として扱うようアルゼンチン政府から要請がなされたが、ブラジル政府がそれを拒否した事件——と類似していることが述べられている。 *Portena* 号事件については、*ibid.*, pp. 588-590 を参照。

(123) それにもかかわらず、先行研究において、本件は「反乱団体の使用する船舶を海賊船舶と見なすよう外国に求める既存政府の宣言が、外国を拘束しないことを示す先例として挙げられることが多い。E.g., van Zwamenberg, *supra* note 13, pp. 811-812; Colombos, *supra* note 13, p. 389; O'Connell, *supra* note 15, p. 975.

(124) 菅野・前掲注 (5) 七〇頁参照。

(125) Moore, *supra* note 20, p. 1087. なお、それらの船舶がどのようにして奪取されたのか、つまり他の船舶を用いて奪取されたのか、乗客として搭乗していた者が乗取ったのか、碇泊中に陸上から奪取されたのかは明らかではない。

(126) Bayard to Scruggs, 19 May 1885, Inclosure 1: Francis Wharton, 21 April 1885, *FRUS 1885-86*, p. 212.

(127) Bayard to Scruggs, 19 May 1885, Inclosure 2: Francis Wharton, 18 May 1885, *FRUS 1885-86*, pp. 213-214.

(128) Moore, *supra* note 20, p. 1088.

(129) Wharton, 18 May 1885, *supra* note 127, p. 212.

(130) Becerra to Bayard, 9 April 1885, *FRUS 1885-86*, p. 252.

(131) Bayard to Becerra, 24 April 1885, *FRUS 1885-86*, pp. 254-259.

(132) *Ibid.*, p. 257.

- (13) *Ibid.*, pp. 257-258.
- (14) Bayard to Whitney, 15 April 1885, in Moore, *supra* note 20, p. 1097.
- (15) このように、ベアード国務長官の見解において、米国がコロンビア反乱団体の使用する船舶を海賊船舶として拿捕・処罰するべきでない根拠は、コロンビア反乱に対する不介入の態度に求められていたと考えられるが、ベアードは別の機会には、海賊行為の要素として、①「窃盗意思 (*animus furandi*)」と②「国籍にかかわらず海上の船舶に対する敵対行為を行ふ」(There must be hostility to seafaring vessels irrespective of nationality)」が必要であると述べたことがある。Bayard to Secretary of Navy, 14 July 1885, in Moore, *supra* note 20, p. 1097. ②は、海賊行為のいわゆる「無差別性」について言及したものと考えられるが、ベアードの見解において、他国の反乱への不介入ということと「無差別性」とがどのような関係になっていたのかは明らかではない。なお、右の①と②は、米海軍の U.S.S. *Alliance* による *Ambrose Light* 号(コロンビア反乱団体が使用していた船舶)の拿捕に関連して述べられたものであるが、*Ambrose Light* 号は、カルタヘナに対して行われた封鎖の監視に従事していたのであり(本稿Ⅱ6(2)参照)、潜在的には、国籍にかかわらず封鎖を侵破するすべての船舶を拿捕したはずであって、仮に「無差別性」が海賊行為の要件だったとしてもその要件を満たし得た事案である。
- (16) Becerra to Bayard, 14 May 1885, *FRUS 1885-86*, pp. 264-268.
- (17) *Ibid.*, p. 265.
- (18) *Ibid.*, pp. 265-266.
- (19) *Ibid.*, p. 267.
- (20) Bayard to Becerra, 15 June 1885, *FRUS 1885-86*, pp. 272-275.
- (21) *Ibid.*, p. 273 [イタリック体原文].
- (22) Thoresby の誤りであると思われる。マゼラン海賊事件については、本稿Ⅱ1(第六七卷第六号)参照。
- (23) Bayard to Becerra, *supra* note 140, p. 274 [傍点は引用者].
- (24) *Ibid.*, p. 274.
- (25) *Ibid.*, pp. 273-274. Charles Calvo, *Le droit international théorique et pratique: Précédé d'un exposé historique des*

- (158) The Ambrose Light, *supra* note 148, pp. 444-445.
- (159) Republic of Bolivia v. Indemnity Mutual Marine Assurance Company, Limited, [1909] 1 K.B. 785.
- (160) *Ibid.*, pp. 785-789.
- (161) *Ibid.*, p. 790.
- (162) *Ibid.*, p. 791 [傍点引用者].
- (163) *Ibid.*
- (164) *Ibid.*, p. 792.
- (165) *Ibid.*, pp. 796-804.
- (166) 本文で引用するもののほかに、例えば、Johnson, *supra* note 54, pp. 74, 76-77; Constantinople, *supra* note 13, pp. 740-741; Brownlie, *supra* note 19, p. 229; 林・前掲注(10) 一一四頁；森田・前掲注(12) 五一頁；山内・前掲注(5) 一〇三—一〇四頁。
- (167) 杉原・前掲注(12) 一九五—一九六頁。
- (168) 菅野・前掲注(5) 六九—七〇頁。
- (169) Republic of Bolivia v. Indemnity Mutual Marine Assurance Company, *supra* note 159, p. 803.
- (170) 本判決そのものの読み方としては、「Hall によって定義された国際法上の海賊とは異なる『人々の一般的な認識』として海賊行為の性質を示す無差別性が捉えられていた」と述べる川上・前掲注(12) 二六頁が正しい。ただし、この論文でもホールの海賊論は正しく理解されていない。この点については、後掲注(242) 参照。
- (171) Muran v. Insurance Company, 73 U.S. 1 (1867). 本件に言及する先行研究として、菅野・前掲注(5) 六八頁。
- (172) Muran v. Insurance Company, *supra* note 171, p. 10.
- (173) *Ibid.*, pp. 10-11.
- (174) *Ibid.*, p. 11 [傍点引用者].
- (175) *Ibid.*, p. 13.
- (176) *Ibid.*, p. 14.

- (177) *Ibid.*
- (178) 本件に言及する先行研究として、Colombos, *supra* note 13, p. 389; van Zwabenberg, *supra* note 13, p. 809; O'Connell, *supra* note 15, p. 976; 菅野・前掲注 (5) 六〇頁。
- (179) ドイツ軍艦に於て *Crête-à-Pierrot* 号の「撃沈」について、*Revue de droit international* によつて “destruction... du navire de guerre *Crête-à-Pierrot*... par un croiseur” など、クロンボスの資料集によつて “*Crête-à-Pierrot*... which was sunk by a German cruiser” と記述されているが、クロンボスの海洋法の著書では、脚注で、*Revue de droit international* を引用して、*Crête-à-Pierrot* 号はドイツ軍艦に投降を促された後に自沈したと書かれている (“The German gunboat Panther came to and summoned her to surrender, but her officers blew her up”). Colombos, *supra* note 13, p. 389; van Zwabenberg, *supra* note 13, p. 809。クロンボスに依拠して同様のことを書いている。
- (180) *Revue de droit international*, tome 30 (1903), p. 444; Cobbett, *supra* note 121, p. 290.
- (181) O'Connell, *supra* note 15, p. 976.
- (182) van Zwabenberg, *supra* note 13, p. 809.
- (183) 菅野・前掲注 (5) 六〇頁。
- (184) 本件の事実関係について、Green Haywood Hackworth, *Digest of International Law*, Vol. 2 (Washington: United States Government Printing Office, 1941), pp. 696-699 を参照。本件に言及する先行研究として、例へば、Green, *supra* note 54, pp. 502-503; 森田・前掲注 (12) 五三—五四頁。
- (185) Hackworth, *supra* note 184, pp. 696-697.
- (186) *Ibid.*, p. 697.
- (187) *Ibid.*, pp. 697-698.
- (188) *Ibid.*, p. 699.
- (189) 前掲注 (13) に挙げた文献を参照。
- (190) 前掲注 (79) に対応する本文を参照。